

乃木浜総合公園インクルーシブこども広場整備業務  
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、乃木浜総合公園インクルーシブこども広場整備業務について公募型プロポーザル方式により実施候補者を選定するために必要な手続を定めるものです。

2. 業務概要

(1) 業務名

乃木浜総合公園インクルーシブこども広場整備業務

(2) 履行場所

乃木浜総合公園（下関市乃木浜二丁目）

(3) 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日（金）まで

(4) 業務内容

別紙1「乃木浜総合公園インクルーシブこども広場整備業務仕様書」のとおり

3. 予算

見積り限度額 280,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 日程（予定）

- |                  |   |
|------------------|---|
| (1) プロポーザル実施の公告日 | 令和8年 6月29日（月）                             |
| (2) 参加申込書の提出期限   | 令和8年 7月13日（月）<br>17時まで                    |
| (3) 参加資格審査結果通知   | 令和8年 7月17日（金）<br>までに発送                    |
| (4) 質問の受付期間      | 令和8年 6月29日（月）から<br>令和8年 7月31日（金）<br>17時まで |
| (5) 質問に対する回答     | 令和8年 8月 7日（金）まで                           |
| (6) 提案書提出期限      | 令和8年 9月 7日（月）<br>17時まで                    |
| (7) プレゼンテーション    | 令和8年 9月下旬                                 |
| (8) 審査結果通知       | 令和8年 10月中旬までに発送                           |

## 5. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たしている共同企業体（以下「JV」という。）とし、代表構成員、第1構成員の2者で構成すること。

ただし、以下の（1）～（11）の要件は全ての構成員が満たすこととし、（12）の要件は代表構成員が、（13）～（14）の要件は第1構成員が満たすこと。

（1） 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2） 下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

（3） 次の申立てがなされていない者であること。

① 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て

③ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の申立て

（4） 下関市暴力団員排除条例（平成23年条例第42号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者及びこれらと密接な関係を有する者が代表者若しくは役員となっていないこと。

（5） 下関市税及び国税を滞納している者でないこと。

なお、JVの構成員が下関市内に本社若しくは本店又は営業所を有しない場合においては、本店所在地で市区町村税を滞納している者でないこと。

（6） 造園工事又はとび・土工・コンクリート工事に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けていること。

（7） 建設業法に従い、監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること。ただし、配置予定の監理技術者等にあつては「直接かつ恒常的な雇用関係」が必要であるので、それを明示することのできる資料（資格者証又は健康保険証等の写し）を添付すること。監理技術者の資格及び要件としては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

（8） 土工・基礎コンクリート工などで専門性が問われない工種について、下請負人を必要とする工事については、本市が展開する「やっぱり地元・大好き！下関運動」 in 市役所の趣旨を踏まえ、市内建

設業者を優先して活用すること。（市内建設業者を活用しない場合は、その理由を付した書面を事前に発注者に提出すること。）

- (9) プロポーザルに参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (10) 本業務において、他の共同企業体の構成員ではないこと。
- (11) 公募開始時に下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に記載されていること。
- (12) 平成23年4月1日以降に完成した工事で、元請負人（共同企業体にあつては、出資比率が20%以上の構成員に限る。）として、公共工事で請負代金の額が2,800万円以上である造園工事又はとび・土工・コンクリート工事において、主に遊具設置工を施工した実績を有していること。
- (13) 下関市内に本店があること。
- (14) 平成23年4月1日以降に完成した工事で、元請負人として、公共工事で請負代金の額が500万円以上である造園工事又はとび・土工・コンクリート工事において、主に遊具設置工を施工した実績を有していること。

## 6. 参加申込手続

### (1) 提出書類

- ・参加申込書（様式1）
- ・提案事業者概要（様式2）
- ・実績調書（様式3）、（様式3-1）
- ・誓約書（様式4）

### (2) 提出方法

指定した期日までに、持参、郵送もしくは電子メール（PDF）にて提出してください。

### (3) 提出期限

令和8年7月13日（月）17時まで 必着

### (4) 提出先

下関市都市整備部公園緑地課（事務局）

### (5) 参加資格審査の結果通知

- ア 通知日 参加資格審査完了後、準備が出来次第  
※参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知がない場合は、お手数ですが、令和8年7月20日（月）17時までに（事務局）に電話でご確認ください。
- イ 通知方法 電子メール及び郵送

- ウ その他 参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して7日以内に、書面（任意様式）にて市に説明を求めることが出来るものとします。

#### (6) 説明会

本要項等の説明会を開催する予定です。

開催日時や場所については、(5)参加資格審査の結果通知に合わせてお知らせいたします。

### 7. 質問の受付及び回答

#### (1) 質問

ア 提出様式 別紙「質問書（様式5）」のとおり

イ 提出方法 持参、電子メール又はファクシミリ

（着信確認の連絡を行ってください。）

ウ 受付期間 令和8年6月29日（月）～令和8年7月31日（金）17時必着

エ 提出先 下関市都市整備部公園緑地課（事務局）

#### (2) 回答

ア 回答方法 電子メール又はファクシミリ（着信確認の連絡を行います。）

イ 回答日 令和8年8月7日（金）まで

※準備が出来次第、参加資格のある者全員に回答いたします

### 8. 提案書作成方法等

#### (1) 提出書類

提案書（任意様式）正本1部 副本9部

（副本は、会社名や参加者名が容易に判別できる表現等を記載しないでください。）

#### (2) 提出期限

令和8年9月7日（月）17時まで（必着）

#### (3) 提出方法 持参又は郵送

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとします。

#### (4) 提案書の作成方法

別紙5「提案書作成方法等」のとおり

(5) 提出先

下関市都市整備部公園緑地課（事務局）

9. 審査方法

(1) 評価基準

別紙6「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

ア 日 程 令和8年9月下旬  
(時間等の詳細については別途連絡します。)

イ 実施方法 審査会場にて実施  
(詳細は別途連絡します。)

ウ 出席者 5名以内（JV構成員や協力会社の参加も可能とする）

エ 実施時間 30分以内  
(プレゼンテーション、ヒアリングともに15分以内とする。なお、セッティングの時間は除く。)

オ その他 プレゼンテーションに出席しない場合は、辞退したものとみなし、候補者として選定しません。

説明者は、プレゼンテーションを行うにあたり、パソコン、プロジェクター及びスクリーンを使用することができます。持ち込みも可能とします。

(3) 候補者の選定方法

①事前投票

別紙5「提案書作成方法等」に記載の「①完成イメージ図」をもとに、市内の小中学校、保育園等に依頼して生徒、教職員などによる投票を行います。

投票による配点は下表の通りです。

評価項目		配点	係数	評価点
遊具等のイメージ	市内の小学校、保育園等を対象とした投票結果（利用者ニーズ）	40点	得票数 ÷ 投票総数	点

## ②当日審査（プレゼンテーション）

本市が設置する「審査委員会」において、提案内容をより深く理解するため、提案事業者によるプレゼンテーションを実施し、総合的に審査した上で、実施候補者を選定します。

ア 審査にあたって審査委員は、別紙6「評価基準（1）」に基づき、インクルーシブこども広場の「テーマ、コンセプト」、「アクセス性」、「安全性」、「情報環境（案内サイン）」、「維持管理・見積額」、「実施体制」、「その他提案」の7つの評価項目を点数で評価する。

イ 審査委員1人当たり200点満点によって評価し、投票結果は40点満点によって評価する。

各評価項目において、最高点かつ最低点をつけた審査委員の点数を除いた合計点（同一の項目において、最高点又は最低点をつけた審査委員が複数いた場合は各いずれかの1名の点数を除く。以下「評価点」という。）を算出し、全ての評価項目における評価点の合計と事前に実施した投票評価点の総和（以下「総評価点」という。）が最も高い者を候補者とする。

ただし、その者と合意に至らない場合は、総評価点が次に高い者と交渉を行う。

ウ 評価点の合計が480点未満である場合は、候補者に選定しないものとする。

エ 評価項目の内、「安全性」の項目にかかる各審査委員の評価点の平均点が13点以下となる場合、評価点の合計が480点以上の提案であっても、候補者に選定しないものとする。

オ 審査の結果、総評価点と同点となる事業者が複数ある場合は、「評価項目① テーマ・コンセプト」の評価点が最も高い者を上位とし、テーマ・コンセプトの評価点も同点である場合は、見積価格が最も安価な者を候補者とする。

それでもなお候補者が決まらない場合は、審査委員の協議により候補者を選定する。

カ 提案書の提出が1者のみでも審査は実施するが、評価が上

記の水準に達しないときは、候補者として選定しないものとする。

#### 10. 選定結果について

最終的な選定結果は、候補者の選定後にプレゼンテーション・ヒアリングに参加した全ての提案者に選定結果通知書（様式7）により通知します。

また、選定結果通知書を発送した翌日以降に、次の項目を本市のホームページ（事業者の方へ＞入札・契約・登録＞業務委託等の部屋（上下水道局を除く）＞プロポーザル情報）に公表します。

- (1) 所管課及び業務名
- (2) 企画提案者数
- (3) 候補者の名称及び総評価点

#### 11. 契約締結に向けての協議

- (1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該契約の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結します。
- (2) 業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。
- (3) 業務の実施に際しては、下関市個人情報保護条例（平成17年12月26日条例第459号）の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとします。

#### 12. 情報公開

市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年2月13日条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示できるものとします。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者に影響が出るおそれがある情報については契約締結後に開示するものとします。

#### 13. その他

- (1) 現地確認  
常時現地確認が可能です。

※現地確認の際は、指定管理者同意の上、公園利用者への配慮をお願いします。（指定管理者連絡先：083-248-3081）

- (2) 提出書類の取扱い
- ア 提出された書類は返却しません。
  - イ 提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き認めません。
  - ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しません。
  - エ 提出された書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合があります。
- (3) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とします。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできません。
- (4) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する時（選定後に辞退する時も含む。）は、提案辞退届（様式8）を提出してください。
- (5) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とします。
- ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
  - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合
  - ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
  - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
  - オ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
  - カ 価格提案書（参考見積り）の金額が見積限度額を超過した場合
- (6) 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとしませんが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通告することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。
- (7) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとします。
- (8) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

- (9) 本業務に係る請負契約については、市議会の議決を要するため落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後に本契約を締結します。本業務の請負契約締結議決案の上程は、令和8年12月議会を予定しています。

14. 提出・問い合わせ先（事務局）

下関市都市整備部公園緑地課 担当：相本

〒750-8521 下関市南部町1番1号（本庁舎東棟3階）

電話番号：083-231-1934

FAX：083-231-1919

電子メール：tskoenry@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

15. 施行期間

本要領は令和8年6月29日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。